

事件名	歴史番組内歴史小説無断利用事件
判決日・事件番号	東京地判平成 27・2・25（平成 25（ワ）15362）
出典	最高裁HP
事案の概要	小説家である原告が、被告が原告の歴史小説を無断で翻案ないし複製してテレビ番組を制作し、原告が有する著作権（翻案権、複製権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害したと主張して、著作権法 112条1項に基づき、被告番組の公衆送信及び被告番組を収録したDVDの複製、頒布の差止めを求めるとともに、損害賠償請求を求めた事案。
請求の結論	一部認容
関係条文	著19条1項3項／著20条／著21条／著27条／著112条1項／民709条
著作物の種別	小説の著作物、映画の著作物
原告著作物	歴史小説
著作物性	認容
被告行為	原告に無断で原告の歴史小説を複製、翻案して、シリーズ「THE ナンバー2～歴史を動かした陰の主役たち」のテレビ番組として、別紙放送番組目録記載のテレビ番組（被告番組1～5）を制作した行為。
権利の種類	複製権、翻案権、著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被告が原告の著作権（複製権、翻案権）を侵害したか 2. 被告が原告の著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害したか 3. 被告の著作物の利用に関する許諾の有無 4. 差止請求の成否 5. 損害賠償請求の成否及び損害額
判旨	<p>1. 別紙主張対照表1ないし3の「当裁判所の判断」欄記載のとおり、被告番組1については、別紙作品対照表1の「3 エピソードの翻案」の番号1の表現部分（これを以下「被告番組1－3－1」という、以下同様）、被告番組2については、被告番組2－5－6、被告番組3については、被告番組3－4－6、上記被告番組1の内容が語られている被告番組4については、被告番組1－3－1と同じ表現部分（以下「被告番組4侵害認定表現部分」という。）、上記被告番組3の内容が語られている被告番組5については、被告番組3－4－6と同じ表現部分（以下「被告番組5侵害認定表現部分」という。）が、それぞれ原告の保有する著作権（複製権、翻案権）を侵害すると認められ、その余は複製権侵害、翻案権侵害のいずれも成立しないと認めるのが相当である。</p> <p>2. 被告放送番組のエンドロールに、参考文献として原告小説が原告の実名と共に表示されており、「参考文献」との記載によって、被告各番組が原告各小説に依拠して制作されたことは明らかであるから、被告各番組は原告各小説の</p>

	<p>二次的著作物に該当すると認められるところ、上記各表示は、「その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示」（著作権法 19条1項後段）に該当するものと認められる。また、そもそも、本件において著作権（複製権、翻案権）侵害が認められるのは、被告各番組のうち一部に限られ、ほとんどの部分において複製権侵害、翻案権侵害のいずれも成立していないこと等の諸事情を考慮すると、本件においては「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」（同条3項）と認めるのが相当である。よって、被告は、氏名表示権を侵害したとは認められず、また同一性保持権の侵害も認められない。</p> <p>3. 被告は、原告から、事前はもとより事後的にも、原告各小説が参考文献として具体的にはどのように記述内容が用いられるのかについて理解を得ないまま被告各番組を制作、放送したと認められるから、被告が原告から原告各小説の記述内容を用いることについて許諾があったと認めるることはできない。</p> <p>4. 原告小説の表現を利用した被告放送番組の公衆送信及び被告放送番組を収録したDVDの複製、頒布について差止請求を認める。</p> <p>5. 原告各小説についての使用料相当額は、小説ごとに150万円、二次的著作物についてはその半額の75万円と認められ、財産的損害については、頁数の割合に応じて算定するのが相当であり、これに基づき損害額の合計は30万8659円とする。無断利用を理由とする通常使用料の3倍の金額の損害賠償請求、並び著作権侵害に基づく慰謝料請求は認められない。また、著作者人格権侵害は認められないため、これに基づく慰謝料請求の主張は理由がない。</p>
特記事項	特になし。
作成者コメント	原著作物を元に放送番組を制作する際の原著作者への許諾の取り方や氏名表示の方法について参考となる。また、小説の一部を侵害した場合の損害額の算定について参考となる。
作成者	白井 里央子
作成日	平成27年6月24日